

日本中國學會報 第六十七集
二〇一五年十月十日 發行 拔刷

會澤正志齋の「國體」思想における「民命」

蔣 建 偉

會澤正志齋の「國體」思想における「民命」

蔣 建偉

はじめに

江戸後期水戸藩の思想家、會澤正志齋（1782～1863）は「國體」という言葉に思想内容を与え、彼の思想大系の中心とした。尾藤正英は正志齋の「國體」思想に近代國體思想の源流をみる^①。だが、正志齋と近代以降とは國體觀に越えがたい溝がある。

例えば『國史大辭典』において國體は「日本の歴史上に見出される國家的傳統の獨自性を集約するもの」、或いは「古代以來の傳統に基づく日本の國家の特質、特にその統一性と永續性ならびにその特質を維持してきた國民性などを包括する概念」と説明されている。しかし、正志齋の「國體」思想はこうした定義に必ずしも當てはまらない。正志齋の「國體」論と近代以降の國體論の乖離を明らかにすることは、近代に向かつていかに國體觀が變容し、何がそぎ落とされ、何が付加されたかを明かにし、近代以降の眼差しによって捉えられてきた正志齋像を本來の文脈で捉える上でも必須のことと思われる。

正志齋の「國體」思想を最も端的に示す文獻は『新論』「國體」三篇であろうが、「明忠孝」（上）・「尙武」（中）・「重民命」（下）に分か

たれた議論のうち、近代以降の研究で重視されたのは祭祀、特に大嘗祭に象徴される忠孝の體系化、及び億兆一心を論じた上篇であつて、中・下篇、特に下篇の「重民命」は戦前・戦後を通じ、その立場に關わらず、殆ど注目されてこなかつた。清原貞雄氏の次のような書きぶりが、その端的な例である。

その國體の章の上に見えた所で正志齋の國體論の要旨は殆ど之に盡きて居る。尙ほ中及び下に於て我が國が尙武の國である事、……更に轉じて我が國土の天恵に富める事を明にし、而も民に貧困者多き所以は政治及社會政策正しく行はれざるに起因する事、竝に其の對策を論じて居るのであるが、之等は吾々の云ふ國體論には關係が無いから省略する^②。

他の研究者はかほど明確に述べないが、本文と注で引いた諸論考から見ると、尾藤・澤井・辻本の三氏も、同様の姿勢を取つて居るようである。「國體」下の「重民命」は政治・社會政策或いは經濟論として見られてこなかつた。「國體」三篇を包括して論じたものにも、「國體」論における「民命」の位置づけ、三篇の相互關係などは論究されず、思想全體の検討も十分とはいえない。

こうした「國體」理解は、國體を天皇への忠誠に集約させようとしてきた近代以降の一般的傾向を投影しており、正志齋の「國體」觀の全體を捉えていない。結論を先取りするならば正志齋はこの三篇の有機的結合の裡に「國體」を見出ししていた。この三篇を総合的にみるとき、正志齋の「國體」論は決して「日本の國家の特質」にのみ根ざしたものでなく、儒教的素養に裏打ちされたより普遍的な射程を持っていることが明らかになる。本稿は「國體」三篇の關係に留意しつつ、「民命」の位置づけ・意味や「民命」重視の實踐を検證し、「國體」論全體の輪郭を提示するものである。

一、「民命」の「國體」論における位置づけ ——仁政の三要素を中心に

「國體」論は政策提言から經書解釋に至る正志齋の著述に遍在し、その最も體系的な論述は『新論』にみられる。正志齋は『新論』長計篇で、こう述べている。

持其志而廣其業、務在於明國體。循大下一今古、博廣悠久、以照臨夏夷。循細戈之名而實之、所以足兵也。循瑞穗之名而實之、所以足食也。明忠孝以淬礪天下、所以使民信之也。三者並舉、食足、兵足、民信之、忠孝以明、天人合一、幽明無憾、以正易詭、以夏變夷、萬世而不已者、不拔之業也。(其の志を持して其の業を廣くするは、務めて國體を明かにするに在り。大下に循ひ今古を一つにし、博廣悠久にして、以て夏夷に照臨す。細戈の名に循ひて之を實にするは、兵を足らす所以なり。瑞穗の名に循ひて之を實にするは、食を足らす所になり。忠孝を明らかにして以て天下を淬礪するは、民をして之を信ぜしむる所以なり。三者並び舉がり、食足り、兵足り、民之を信じて、忠

孝以て明かに、天人合一し、幽明憾み無く、正を以て詭に易へ、夏を以て夷を變じ、萬世にして已まざるは、不拔の業なり。)

ここで論じられるのは「國體」を明らかにすることの重要性である。我が國は細戈千足の國と號するが、その實が備わるには、兵を充足させねばならぬ。瑞穗の國と號するが、その實が備わるには、食を充足させねばならぬ。忠孝を明かにして天下の道德を振興し、民に爲政者を信賴させねばならぬ。「國體」の名のもとで語られるこの三者はまさに「國體」篇上・中・下の主題と一致する。中篇で國號「細戈千足の國」がその主題たる「尙武」と結びつけられ、下篇で國號「瑞穗の國」がその主題「重民命」と共に語られることはその證左となる。ここで、彼は「明忠孝」、「尙武」、「細戈千足の國」、「重民命」(「瑞穗の國」という「國體」の三篇をそれぞれ民信之・足兵・足食という『論語』顔淵篇の孔子の言葉に對應させて語るが、この足食・足兵・民信之に對する理解は師、藤田幽谷の見解を繼ぐものである。

古今仁政の仕方、其説まちまちに候へ共、つまる所は孔子衛之との給く時に庶富教との給ひ、又子貢が問に答て足食足兵民信之との給ひ候事、是堯舜已來天地の古道にて、唐虞三代の書に厚生利用正徳これを三事と名づけ候、即ち此三ヶ條にて、……今聖賢全體大用の政を御舉被遊候はば、第一足食厚生して人の庶ある様に、第二利用足兵、齊國の富候様に、第三正徳信之て教の立候様に致し不申候ては、眞の仁政とは難申奉存候。(『丁卯封事』)

幽谷は足食・足兵・民信之を堯舜以來の古道と捉え、古今の仁政に不可欠な三要素とし、『論語』子路篇の庶・富・教、及び『尙書』大禹謨の厚生・利用・正徳と對應させた。そして厚生⇨足食⇨庶から着手し、次いで利用⇨足兵⇨富、正徳⇨民信之⇨教の順に實施すべきで

あると主張している。仁政とはこの三者すべてが實現されることなのだ。正志齋は幽谷の説を繼承し、足食・足兵・民信之について、師の口ぶりを眞似ながら、こう述べている。

藤先生曰、禹三事曰正徳利用厚生。夫子告冉有曰庶富教。足食者厚生之政、而所以使民庶。足兵者利用之事、而以富爲本。民信之者、正徳之效、而教使之然。三者千古爲政之要務。(藤先生曰はく、

「禹の三事を正徳利用厚生と曰ふ。夫子冉有に告げて庶富教と曰ふ。食を足らすは厚生之政にして、民をして庶からしむる所以なり。兵を足らすは利用の事にして、富を以て本と爲す。民之を信ずるは正徳の效にして、教之をして然らしむ。三つは千古政を爲むるの要務なり。」と) (『讀論日札』子貢問政、一一六丁)

食の充足は厚生の実踐であり、これにより民庶の人口増を實現する。足兵は利用の表れであり、富の經濟的豊かさを基盤とする。民信之は正徳の効果であり、教化により實現される。また、正志齋は庶・富・教についてはこうも述べる。

庶者厚生、富者利用、教者正徳(見上)。舜之命官、司空后稷之厚生利用居前、司徒士之正徳次之。……其論王政之要、亦制民産、然後教之。是千古不易定論。(庶は厚生なり。富は利用なり。教は正徳なり(へ上に見ゆ)。舜の官を命ずるに、司空后稷の厚生利用を前に居らしめ、司徒士の正徳を之に次がしむ。……其の王政の要を論ずるも、亦た民産を制して、然る後に之を教ふ。是れ千古不易の定論なり。) (『讀論日札』子適衛、一二六丁)

厚生は庶・利用は富、即ち「制民産」を、正徳は教化より先に實施することこそ、千古不易の鐵則だと言っているのである。このように正志齋は師の語る仁政の三本柱を繼承し、教化よりもまず民を豊かにするこ

とを唱える。この考えは政策提言にも反映される。藩主徳川齊昭から下問を受けて著した『對問三策』には次のように述べられる。

第一に上下の窮を救、仁政武備の基本と被遊候儀、次に強兵之儀、次に御家中風義取直候儀、即ち「足食足兵民信之」と申意味に相當り可申と奉存候間、三ヶ條之鄙見、別冊に相認、奉塵高覽候。是即ち庶富教の三つに御座候通り。

上下の困窮の救済、即ち足食・庶・富は仁政と武備の本であり、まず實施すべきだと彼は主張する。『對問三策』は足食・足兵・民信之の順に三つの提案を行なったものだが、足食の項の冒頭で「足食の政は民を富すを本とす。次に士を富し、國を富すべし」と述べている。

従来、正志齋の政策は「富國強兵」と一括されてきたが、その富むことには民、士、國という順序がある。富國の前に富民をなさねばならないのだ。このように「重民命」は「國體」三篇の内容のうち、最も先に實施されるべきものであった。では、「重民命」は國體において最も重要なのか。

夫有天下者、既有土地人民、則三事不可闕一矣。論其施設之序、則厚生利用先於正徳。若論其輕重、則正徳最爲重焉。……然無恆産而有恆心、唯士能之。民無恆産則無恆心、厚生利用之道、不可不先施。(夫れ天下を有つ者、既に土地人民有れば、則ち三事一を闕くべからず。其の施設の序を論ずれば、則ち厚生利用は正徳に先んず。若し其の輕重を論ずれば、則ち正徳最も重しと爲す。……然れども恆産無くて恆心あるは、唯士のみ之を能くす。民恆産無ければ則ち恆心無し。

厚生利用の道、先に施さざるべからず。(『下學邇言』論政、六三丁) 順序として、厚生・利用は正徳より先に行なわれる。だが、重要度では正徳が最も重い。天下の君たるものは、三事(厚生・利用・正徳)

を一つでも缺かせてはならぬ。

古者政教出於一、教以爲政、政以行教、未嘗岐以爲二也。故天降下民、作之君師、治之教之、使之厚其生利其用正其德。三事交相爲用、如股肱心膂之於一身。相合而不離、則民命遂而民心順。此天下所以久安長治而無傾頽之患也。(古者、政教一に出づ。教以て政を爲し、政以て教を行ふ。未だ嘗て岐れて以て二と爲さざるなり。故に天、下民を降し、之が君師を作り、之を治め之を教へ、之をして其の生を厚くし其の用を利用して其の徳を正さしむ。三事交相ひ用を爲すこと、股肱心膂の一身に於けるが如し。相合して離れざれば、則ち民命遂げ民心順なり。此天下の久安長治にして傾頽の患無き所以なり。)(『下學邇言』論政、五八丁)

三事は股肱・心臓・背骨が一つの身體として、それぞれの働きを果たすような緊密な關係にある。三事が具わり行われることで、「民命」は確保され民心が和順となり、久安長治の状態が實現されるのである。「國體」の三要素は、彼にとつて密接不可分である(正志齋が「國體」を表すために用いた諸概念を圖表に整理して、本稿の末尾に附した)。「明忠孝」・「尙武」・「重民命」が一體となつてこそ「國體」たりうるのであり、よつて「明忠孝」のみを突出させる「國體」理解は、彼の意圖を十全に反映したものではない。では、一見すると經濟論のようでもある「重民命」の本質や源流は那邊にあるのか、次節ではこの點を明らかにしていきたい。

二、「民命」とはなにか

(一)「民命」における衣食——天祖と民との紐帶

正志齋は「國體」下に「天祖丕重民命、肇開蒼生衣食之原(天祖丕

會澤正志齋の「國體」思想における「民命」

いに民命を重んじ、肇めて蒼生の衣食の原を開く」と述べる。天祖Ⅱ天照大神が民に衣食を與えたことは彼の殆どの著作で言及され、詩にも詠じられた。まず、食について次の詩がある。

皇神求嘉種 皇神、嘉種を求め
粒々若瓊瑩 粒々として瓊瑩の若し
美哉斯物也 美しきかな斯の物たるや
可以頤蒼生 以て蒼生を頤ふべし
分種水陸田 種を水陸田に分ち
漠々垂穎橫 漠々として垂穎横はる
於今瑞穗域 今の瑞穗の域に於いて
鼓腹飽梁杭 腹を鼓して梁杭に飽く
(『雙玉古風詩』)

また、衣についてはかく詠じている。

含繭御機殿 繭を御機殿に含み
養蠶道始傳 養蠶、道始めて傳はる
報本薦繪服 本に報ひ繪服を薦め
樹杪掛木綿 樹杪に木綿を掛く
由來率土民 由來率土の民
隆冬覆臂肩 隆冬臂肩を覆ふ
氈裘一何穢 氈裘一も何ぞ穢あらん
神衣祭依然 神衣もて祭ること依然たり
(同右)

天祖は嘉穀Ⅱ食・養蠶Ⅱ衣の本を開き、代々の天皇は繼承し、民を養ふ。こうした言説は「民命」重視の文脈と結びつく。『下學邇言』論禮・吉禮の冒頭でも、次のように言う。

穀者天祖所種。皇孫之降下土、特授齋庭穗。民食尤當重也。而天孫傳承、雖千萬世、報其本而不忘其始。……日胤以天祖遺體、而盡誠盡敬。……群臣供奉、亦皆以祖先之遺體、而行祖先之事。以至黎元、亦衣食於天祖之餘澤、獻其力而供米穀百物、以輸其誠信。(穀は天祖の種うる所なり。皇孫の下土に降るに、特に齋庭穗を授く。民の食尤も當に重んずべし。而して天孫傳承し、千萬世と雖も、其の本に報ひて其の始を忘れず。……日胤、天祖の遺體を以てして、誠を盡し敬を盡す。……群臣供奉するも、亦皆祖先の遺體を以てして、祖先の事を行ふ。以て黎元に至るも、亦天祖の餘澤を衣食し、其の力を獻じて米穀百物を供して、以て其の誠信を輸す)

天祖は天孫降臨の際、嘉穀の種を授けたが、これは民の食への重視を象徴する。その精神と事跡は歴代の天皇に繼承されていく。正志齋が繼志述事(以下「繼述」)を重視したことはよく知られる。これは歴代の天皇・群臣・民がそれぞれ祖先の志と事業を受け継ぐことで、「國體」が維持されるとする考え方である。特に大嘗祭は志と事業の起源たる天祖との紐帯を再確認(「報本反始」)する祭祀として重視される。天皇・群臣・民はいずれも繼述の主體だが、繼述の仕方は一様ではない。群臣の先祖は天祖に仕えたため、彼らは先祖への繼述により、天祖や天皇との關係を再確認する。そして民の場合は、衣食を通じて天祖と繋がる。なお大嘗祭のほか、新嘗祭・神嘗祭・祈年祭・神衣祭なども民の衣食に關係する祭祀であり、いずれも「民命」重視を反映したものと見なされる(これらの祭祀に關しては、『草偃和言』に詳しい)。

食ハ民ノ天トスル處ナレバ、上古ヨリ如此ニ重ゼラルル事、天祖・天孫ノ民命ヲ重ジ給フ深仁、筆ニモ言ニモ盡スベカラズ。(『江湖

負喧(卷三)

このように、天祖は「民命」を重んじ、衣食の源を開き、歴代の天皇はそれを繼述した。こうした衣食の重視は、民への最低限の生活保障だけを意味するのではない。衣食は天祖と民とを結ぶ紐帯であり、「民命」への重視を象徴的に表現しているのである。

(2)「民命」の思想的源流——正志齋の『尚書』・『詩經』に關する著述を中心に

正志齋は天祖が民の衣食の本を開き、「民命」を重んじたことについて、筆墨を惜しまなかった。彼はどのようなイメージで「民命」という語を用いたのか。

彼は最晩年の著作『時務策』で、「大義ニ當テハ、萬民トイヘドモ生ヲ捨テ死ヲ效スベシ。民命ヲ顧ルニ違アラズ」という設問に對して、こう答えた。

九天ノ上ニハ聖天子好生ノ盛徳マシマセバ、必仁暴ノ二ツヲ明察マシマシテ、萬民ヲシテ兵燹ヲ免シメ、仁壽ノ域ニ躋セ給ンカト、東陬ニ在トイヘドモ竊ニ瞻仰シ奉ルナリ。

正志齋は『尚書』大禹謨などを踏まえつつ、天子は「生」を好む大徳を持ち、仁政を行い、民を戦火より免れさせ、仁壽を全うさせようとしているのだと述べる。ここから、「民命」に民の生命という含意があることを読み取れよう。

今まで、正志齋の「民命」という語は殆ど民生・人民の生活と解され、それ以上の追究は行なわれなかった。彼は民生という語も用いるのだが、「民命」≡民生ならば、なぜ別に「民命」という語を使うのか。「民命」という言葉に民生には無い意味とニュアンスを持たせて

いたのではなかつたか。「民命」の語は恐らく『尙書』の用法を意識して用いられている。彼は『典謨述義附録』で『尙書』盤庚篇の次の文を引用する。

肆上帝將復我高祖之德、亂越我家。朕及篤敬、恭承民命、用永地于新邑。(肆に上帝將に我が高祖の德を復して、亂めて我が家に越ぼさんとす。朕れ篤敬と、恭んで民命を承けて、用て地を新邑に永くす。)そして、こう注解を加えている。

今天將紹復祖德以治之、及於我家未敗亡而再興隆之。言天意未付國家於他人、不敢自安而爲此言。其慮意也深矣。我故及命之未終而與篤敬之臣敬承民命於天、以逆續之生由彙於新邑、永建乃家也。

(今天將に祖德を紹復して以て之を治め、我が家の未だ敗亡せざるに及びて再び之を興隆せんとす。言ふところは、天意未だ國家を他人に付せず、敢えて自ら安んぜずして此の言を爲す。其の慮意や深し。我故に命の未だ終らざるに及びて篤敬の臣と敬んで民命を天より承けて、以て之を逆へ續ぎて由彙を新邑に生せしめ、永く乃の家を建てんとす。)(『典謨述義附録』盤庚祭傳附考)

經文の「恭承民命」を、彼は「敬承民命於天(敬んで天より民命を承く)」と解し、天と民命を結びつける。彼はまた、『詩經』に關する著述、『刪詩義』でこう述べている。

思文頌后稷之德、其德既配天、故祭亦以配天。……貽我來牟、使民厚其生、是舜所命后稷。舜之命則其亮天功者、即天帝之命也。稷率帝命、而養育民庶。嘉種繁衍、無有遠邇。……昔者天祖種嘉穀於御田、及傳位皇孫、授以齋庭穗。後世嘉種繁衍、遍於天下。而歷朝報祭、有神嘗新嘗、以薦新穀於神。踐祚大嘗、最爲大祀矣。后稷播種、後世子孫以爲后稷所貽天帝所命。而歌詠之、列爲九夏

之一。雖海外殊方、而其重民命、貴嘉種、如合符契。(思文、后稷の德を頌し、其の德既に天に配す、故に祭るも亦た以て天に配す。……我に來牟を貽り、民をして其の生を厚くせしむるは、是れ舜の后稷に命ずる所なり。舜の命は則ち其の天功を亮くる者、即ち天帝の命なり。稷、帝命に率ゐて、民庶を養育す。嘉種繁衍し、遠邇有ること無し。……昔者天祖嘉穀を御田に種ゑ、位を皇孫に傳ふるに及んで、授くるに齋庭の穗を以てす。後世嘉種繁衍し、天下に遍し。而して歷朝報祭し、神嘗・新嘗有りて、以て新穀を神に薦む。踐祚の大嘗、最も大祀と爲す。后稷、種を播ぎ、後世の子孫以爲へらく后稷の貽る所、天帝の命ずる所なりと。而して之を歌詠し、列して九夏の一と爲す。海外方を殊にすと雖も、而ども其の民命を重んじ、嘉種を貴ぶこと、符契を合するが如し。)(『刪詩義』二九〇三〇丁)

ここで正志齋は古代の聖王たる舜が、民生のため、民に麥を與え、育てさせるよう臣下の后稷に命じた説話を引く。舜の命はまさに天命であつた。民はこのことを後々まで天帝の命として語り繼いだ。そして、この説話は天照大神が自ら田植えをし、天孫降臨の際に稻穂を與えた故事と同型であると彼は指摘する。その上で、天が民のために食物を與え人びとを豊かにしよう命じたのは、日本でも中國でも同じだとする。即ち、これこそが天命なのである。彼は天祖を天と同一視するため、日本においては天祖の命はそのまま天命であると言う。天祖の命を子々孫々に至るまで守り、受け繼いでいくことこそが天皇の孝であり、繼述なのである。正志齋が大嘗祭を繼述を象徴する祭祀とみなすことは、既に述べた。

大祀者則大嘗之祭、……苟能據其禮求其義、酌其流溯其源、精思審度、觸類而長之、則天神所以開業垂訓、與日胤所以繼志述事、

群臣所以敬神天事君父、國祚之所以長久、皇統之所以永固、皆將如指掌。……而報本反始之義、莫以加焉。(大祀なる者は則ち大嘗の祭、……苟も能く其の禮に據りて其の義を求め、其の流を酌み其の源を遡り、精思審度、類に觸れて之を長くすれば、則ち天神の業を開き訓を垂るる所以と、日胤の志を繼ぎ事述ぶる所以、群臣の神天を敬し君父に事ふる所以、國祚の長久たる所以、皇統の永固たる所以と、皆將に掌を指すが如くならんとす。……而して本に報ひ始に反るの義、以てここに加ふること莫し。)(『下學通言』論禮、三二丁)

ここでは、大嘗祭の祭儀を通じ、君臣ともにその本源に回歸し(報本反始)、天祖の「開業垂訓」や歴代天皇の「繼志述事」が明かされると述べられている。なかでも大嘗祭で捧げられる穀物は、天祖が天孫に與えた稻穂と重ねられる。

天祖得嘉穀之種、以爲可以生活蒼生、……及傳天下皇孫、特授之以齋庭之穗。所以重民命而貴嘉穀者、亦可見也。故大嘗之祭、……累世奕葉、必仍當初之儀、猶新受命於天祖也。(天祖、嘉穀の種を得て、以爲へらく以て蒼生を生活すべしと、……天下を皇孫に傳ふるに及んで、特にこれに授くるに齋庭の穂を以てす。民命を重んじて嘉穀を貴ぶ所以の者、また見るべきなり。故に大嘗の祭、……累世奕葉、必ず當初の儀に仍ること、猶ほ新たに命を天祖に受くるがごときなり。)

(『新論』國體上)

天祖は天孫降臨の折、特に齋庭の穂を授けた。¹⁸⁾この穂が「民命」を象徴することは既に見た通りである。大嘗祭でも穀物が捧げられ、あたかも天祖から新たに命を受けるが如くこの儀式を繰り返してきたのである。¹⁹⁾このように大嘗祭を通じて確認・繼承される天祖の訓・命・志には「民命」尊重が含まれる。「民命」重視が天皇の繼述の重要な

内容なのである。彼はこれを受命と表現する。以上述べてきたように、國體下の「重民命」は天祖の命、天命である。彼は民と(天)命との關係について、こう述べている。

天與民相因、其聰明明畏、皆自我民。民之所從、則命之所歸。其所背、則命之所廢。故治民祇懼、不敢康寧者、自度之實也(尙書言天命、皆指其降命者而爲言。故此亦以治民兼天命、非言天理也。)(天と民と相因り、其の聰明明畏、皆我が民自りす。民の從ふ所は、則ち命の歸する所なり。其の背く所は、則ち命の廢せらるる所なり。故に民を治むること祇み懼れて、敢えて康らかに寧んぜざるは、自ら度るの實なり。尙書の天命を言ふは、皆其の命を降す者を指して言を爲す。故に此も亦た民を治むるを以て天命を業くす、天理を言ふに非ざるなり。)(『讀書日札』無逸、七三丁)

正志齋は天と民は相互に關係し、天命の歸趨は民心の向かうところに係るといふ。ここからは天の命は即ち民の命というニュアンスを読み取れよう。さすれば、正志齋の「民命」には、民の生命及び天命という兩義的な含意があるのではなからうか。なお天命について、彼はこうも述べている。

後世言天命、徒論其理、求之言論上。古則曰天命、迪知天命。迪者踐履踏行。實知其然。(後世天命を言ふは、徒に其の理を論じ、之を言論の上に求む。古は則ち天命を迪む、天命を迪み知るといふ。迪とは踐履踏行なり。實に其の然るを知れり。)(『讀書日札』大誥、三〇丁)

正志齋にとつて、天命とはあれこれ議論するものではなく、實踐されるべきものだ。²⁰⁾彼は天皇が萬世一系であることを「國體」が尊嚴である理由とする。従つて、天命思想における革命に關する側面を峻拒するのだが、天命を天祖からの受命という形で捉えて、その繼承・實

踐を語る⁽²⁾。天皇は大嘗祭を通じ、あたかも天祖の命⁽¹⁾に天命を改めて受けるが如く志と事業を受け継ぐ。「民命」尊重もまた、そのなかで受け継がれ、實踐されていくべきことであつた。ここにおいて正志齋の天命は「民命」と重ね合わされる⁽²⁾。

三、「理財」における「正辭」と「均節」 ——「重民命」とは何か

ここまで正志齋の「國體」における「民命」の位置づけと思想的源流を論じてきたが、では「重民命」を主題とする『新論』「國體」下では、何が述べられているのか。本節ではその具體的な議論に依り、その他の著作も参照しつつ、「民命」重視がもたらす社會觀・政策を論じたい。

(1)「正辭」——各々の「職分」を果たす

正志齋は『新論』「國體」下では、當時の問題について、次のように指摘している。

古者天下雖亂、而未甚苦於貧也。今天下治平、而上下皇皇、唯貧是患者何也。理天下之財、不得其道也。(古者、天下亂ると雖も、而も未だ甚だしくは貧に苦しまざりしなり。今、天下治平なれども、上下皇皇として、唯だ貧をのみ是れ患ふるは何ぞや。天下の財を理むるに、其の道を得ざればなり。)(『新論』「國體」下)

今太平の世にしながら、貧しさばかりを憂うのはなぜか。財を理めるのに、その道を得ていないからだと彼は主張する。留意すべきなのは、「理天下之財」という言葉である。「理財」は正志齋の「民命」論の鍵概念の一つで、今いう理財より廣い含意を持ち、天下の財貨・

富・物を配置することを指す。彼は「夫財用者、民之休戚、政之仁暴所由分(夫れ財の用ふるは民の休戚、政の仁暴の由りて分かるる所なり)」「(『下學邇言』論政、六五丁)と述べ、「理財」は民の哀歡⁽²⁾を左右するもので、仁義に基づくべきとする。

天祖在天位、厚生利用之道先立、正徳之象寓於三器。日嗣之君、歷朝繼述、三事大廣。而中葉以降、政不出於仁義、理財不正其辭、以馴致於四海困窮、喪亂相踵、何也。驕奢淫佚生於富厚、世漸趨浮靡、是以理財不能正其辭。節用愛人之政不行、不可謂之仁義。(天祖天位に在りて、厚生利用の道を先ず立て、正徳の象を三器に寓す。日嗣の君、歷朝繼述し、三事大いに廣し。而れども中葉以降、政、仁義より出でず、財を理むるに其の辭を正さずして、以て四海困窮し、喪亂相ひ踵ぐを馴致す、何ぞや。驕奢淫佚は富厚に生じ、世漸く浮靡⁽²⁾に趨む。是を以て財を理めて其の辭を正すこと能はず。用を節し人を愛するの政行はれず。之を仁義と謂ふべからず。)(『下學邇言』論政、六三丁)

天祖は厚生・利用の道を先に行い(嘉穀の種、養蠶など民の衣食の本を開いたことを指す)、正徳を三種の神器に託した。歴代の天皇はそれを繼述し、三事を弘めた。しかし、中世以降、仁義に基づく政治が實施されず、財を理めるに辭を正さず、結果、世の中は困窮し、騷亂が相次ぐ。正志齋にとつて理財と正辭は不可分なものなのだ。

理財而不正其辭、則不可厚生利用、而聚民之仁不可得施。(財を理めて其の辭を正さざれば、則ち厚生利用すべからずして、民を聚むるの仁施すを得べからず。)(『下學邇言』論政、六四丁)

天下の財・富を配置する際、辭を正さなければ、厚生・利用、即ち「民命」を重んじることができない。ここでは「正辭」が「理財」の前提となる。では、辭が正しくない状態とは、何か。

天下之冗費、其辭不正者、請舉其一二論之。諸侯藩屏國家而驕奢宴安、徒食租稅。不能治邦土、練兵衆以竭其職者。……士農工商各有所業、通功易事、以交相濟、其用財食穀、固辭之正者。而在士則康寧之世、吏或曠其官、兵不知戰、祿俸竭於婢妾、不能畜堅甲利兵健兒快馬以供其職者、……徒糜祿秩、則國家養士亦非其辭之正。……在農則……種蔦・茶・柑蔗・紅茜等、……用所以養有用之人者、而徒養浮淫之蠹。……在工則……輟作日用必需之器、而爲導侈長奢之媒。而其在商者尤爲甚焉、……其操天下財穀之權、弄王公於股掌、制民命於頷顧、不通財益民、而競滯貨貴價之術。……夫用天下有用之財、而爲無用有害之物、則雖四民之正於天下者、亦既不得其辭之正。而流外奇袤之民、糜財銷穀者、遍滿天下、……傾生民之膏血以養之。豈理財正辭之道哉。(天下の冗費、其の辭正しからざる者、請ふ其の一二を擧げて之を論ぜん。諸侯、國家を藩屏して驕奢宴安し、徒づらに租稅を食む。邦土を治め、兵衆を練りて以て其の職を竭すこと能はず。……士農工商各業とする所有りて、功を通じ事を易へて、以て交相ひ濟ふ。其の財を用ひ穀を食らふは、固より辭の正しき者なり。而れども士に在れば則ち康寧の世、吏或いは其の官を曠しくす。兵、戰を知らずして、祿俸、婢妾に竭す。堅甲利兵、健兒快馬を畜ひて以て其の職に供すること能はざる者は……徒づらに祿秩を糜せば、則ち國家士を養ふも亦其の辭の正しきに非ず。……農に在りては則ち……蔦・茶・柑蔗・紅茜などを種ゑ、……有用の人を養ふ所以の者を用ひて、徒づらに浮淫の蠹を養ふ。……工に在りては則ち……日用必需の器を作るを輟めて、侈を導き奢を長ずるの媒と爲る。而して其の商に在る者を尤も甚だしきと爲す。……其の天下の財穀の權を操りて、王公を股掌に弄び、民命を頷顧に制し、財を通じて民を益せずして、

貨を滞らし價を貴くするの術を競ふ。……夫れ天下有用の財を用ひて、無用有害の物を爲せば、則ち四民の天下に正しき者と雖も、亦既に其の辭の正しきを得ず。而して流外奇袤の民、財を糜し穀を銷する者、遍く天下に滿ち、……生民の膏血を傾けて以て之を養ふ。豈に財を理め辭を正すの道ならんや。)(『下學邇言』論政、六四丁)

士農工商がそれぞれ正業を營み、その成果を流通させ、互いに助け合い、それぞれの生産した食や物資を消費することは辭の正しい有り様である。だが、昨今の諸侯から士農工商に至る臣庶に通じる問題は奢侈、怠惰である。彼らは本來の職分を果たさず、財貨は本來あるべき所に配置されず、人も物も本來のあり方を失っているのだ。元來國家・社會に役に立つべき士農工商の四民すら多くは無用の人になり果て、「其の辭の正しき」を得ていないのならば、四民以外の所謂「流外奇袤之民」、「浮食の民」——僧徒・閭民・乞食・巫豎・俳優・雜劇等が懸念の對象となるのは當然である。これが彼のみた理財正辭の混亂状態であつた。

天地ノ間、各各ソノ職分アリテ閑人ナキコト天道ナリ。故ニ士農工商ヲ四民ト云テ、士ニ生レ付タルモノハ、君ノ手傳ヒヲシテ民ヲ治ルコト、ソノ天職ナリ。……暫時モ天職ヲ空クシテ天地ノ間ニ立ツベキ道理ナキ故ナリ。(『人臣去就説』)

正志齋は天地の間に生活する人々に各々職分があり、無駄がないのが天道であり、一人一人片時も自らの天職を空しくしてはならぬと言ふ。つまり「理財正辭」とは、人々に資源が適切に分配され、自らの職分を果たして生きていく状態といえよう。

(2) 「均節」に基づく制度——不傷財・不害民

前節で述べた正辭はいわば理財の前提である。本節では理財正辭の實現に必要なより具體的な政策を取り上げよう。正志齋は『對問三策』で民を富ます方策として、「均節」を説く。

足食の政は民を富すを本とす。次に士を富し、國を富すべし。國を富すの要は均無貧といへる一言に歸す。是を均くするの要は「節以制度」(『易象傳』)といへるに不過。民の貧なるは侈惰・兼併・力役・横斂・煩擾の五弊に在る事、臣が先師の「勸農或問」に詳し。此の五弊、皆不均より生ずるなれば、是を除くには制度を以、均節するに在。(『對問三策』)

國を富ますには、まず民を富ませねばならない。その實現のため、最も重要なのは「均無貧」(『論語』季氏)である。そして、その均衡のためには制度による節用がなされるべきだ。まず「均」について言えば、ここでの均は今通念化されている平等主義とは異なり、身分制度を前提とし、それぞれの職分を全うするなかでの均衡である。彼は資源の分配の不均衡に懸念を抱いていた。

士は厚祿を寢取にして、軍旅の勞もなく、文武の學をもせず。商賈は金穀の權を專にして、官府より制度もなく、靡麗・織巧、風俗を害する物も勝手次第に賣買し、梁肉に飽き、侈服の禁を犯し、上下着用をも許され、居屋敷の征もなく、終身佚樂し……農夫は田畝に勤勞する上に、租税は勿論、諸浮役・諸掛り物迄取立、居屋敷よりは上畠年貢を收む。悪衣・惡食にして、城市に出れば、商賈にも奴隸の如く愚弄せらるる故、……上下・貴賤・勞佚、不均なる故、農民も心服せず。……上下苦樂を均しくする勢になりて、本を貴び、末を抑る政も行れ、民心悅服したる上に、經界

を正して、民の産を均くし、力役の弊を改て、其の勞佚を均くし、横斂を止て、奢侈を抑へ、城市・村野の内外を均くする事、臣が先師の説の如く、上下内外、制度均一ならん事、民を富すの要務なるべし。(『對問三策』)

ここで正志齋は分不相應な富の不均衡を問題とする。士は厚祿を取りつつ、戰の辛勞も無く、文武を脩めていない。商人は金穀の大權を獨占し、好き勝手に賣買し、奢侈をしつつ、官府の制限を受けない。だが、農民は重勞働の上に、重税を課せられ、粗衣を身につけ、商人からは奴隸のように扱われる。

農者民命之本、而四民之中尤艱苦勞力、尤爲易傷。其傷其情亦尤難達。故知稼穡之艱難、無逸之先務。(農は民命の本にして、四民の中尤も艱苦にして力を勞し、尤も傷なひ易しと爲す。其の傷其の情も亦尤も達し難し。故に稼穡の艱難、無逸の先務を知る。)(『讀書日札』無逸、七三二)

農は「民命」の基本であり、四民の中で最も苦勞が多く、損害を受けやすい。したがって最も關心を注ぎ、重んじるべきである。身分による勞佚の不均衡は是正されるべきだ。それを是正するとき、本節冒頭の資料にみえるように、制度による節用が必要とされる。

聖人理財、曰節之而已。而節之之道、則曰節以制度、不傷財不害民是也。……導利而布之上下。上下共利、所以不害民。(聖人財を理むるは、之を節するのみと曰ふ。而して之を節するの道、則ち節するに制度を以てすれば、財を傷らず民を害はずと曰ふは是れなり。……利を導きて之を上下に布く。上下共に利するは、民を害せざる所以なり。)

(『下學適言』論政、六四六五丁)
聖賢は天下の財貨を配置するに、「不傷財不害民(財を傷らず民を害

はず)を前提に、利が上下に適切に行き渡るように導く。そのため、「節」、即ち節制・節度・節約・節儉が必要とされる。「節之之要、則在制度。制度者所以正其辭(之を節するの要、則ち制度に在り。制度は其の辭を正す所以なり)。」(『下學邇言』論政、六五丁)節制のためには、規準を制することが肝要である。規準を定めることが、辭を正すことになるのである。正辭が主に人々が職分を果たすことであるのは、前節で見た通りだが、節度を通じて職分を全うさせるのだと彼は考えている。

士の貧なるは、全く奢侈によると雖共、武士の儉約は庶人と違ひ、忠孝・文武の道を行ひ、軍陣の役を勤べきためなり。されば奢侈を禁ずる事も、此所に本づくべき也。(『對問三策』)

非、分限相應の軍役を勤べき爲也。(『對問三策』)

武士の節制は武士の本分に基づくべきである。即ち武士は忠孝・文武の道を行い、分限相應の軍役に就くべきで、彼らの祿はそれを前提とする。自ずと庶民とは節度のあり方が異なるのである。奢侈を斥け、本職・本分に應じて資源を投じ、職分にとりくむことが武士の貧窮を救う道なのだ。正志齋は、過去の武家政権は、本分に應じた節制を行えなかつたと考える。

天朝制財用、史不詳其事。大化大寶、制田檢戸、定租庸調法、取於民之法粲然備矣。……爾後朝政陵夷、武人爲政、鎌倉室町、武斷鹵莽、理財無制度、固不足怪。義滿義政、窮奢極欲、至卑辭稱臣求貨於明國、其無節亦甚矣。豐臣氏用財如糞土、不遑復顧民之休戚。(天朝財用を制し、史に其の事詳らかならず。大化大寶、田を制し戸を檢べ、租庸調法を定め、民より取るの法粲然として備れり。……爾後朝政陵夷し、武人政を爲む。鎌倉・室町、武斷鹵莽、財を理むるに

制度無きは、固より怪しむに足らず。義滿・義政、奢を窮め欲を極む。辭を卑くし臣を稱し貨を明國に求むに至る。其の節無きも亦甚し。豐臣氏財を用ふること糞土の如く、復た民の休戚を顧みるに違あらず。(『下學邇言』論政、六五丁)

鎌倉・室町の武家政権は財を理めるに制度を定めなかつた。足利義滿・義政は奢侈を極め、節制せず、豐臣秀吉は財を糞土の如く用い、民の哀歎を顧みなかつた。⁽²⁸⁾正志齋は徳川も同じ轍を踏むのではないかと危惧する。この資料では大化大寶における制度の制定が語られるが、彼は天智天皇を「與天下同其富(天下と其の富を同じくす)」(『新論』「國體」下)と評し、「中宗除宿弊、檢田制賦而辭得其正(中宗宿弊を除き、田を檢べ賦を制して辭其の正しきを得)」(『下學邇言』論政、六三丁)と述べ、この時代に制度が立てられ、辭が其の正しきを得たと言う。他に節用に成功した人物としては東照宮(徳川家康)、南龍公(紀州藩の初代藩主、徳川頼宣)が擧げられる。

東照宮節用愛人。其於理財、必有良制。然官府釐務、外間不敢知焉。紀南龍公量入爲出。……是以一國未嘗告乏云。此亦可謂得周公制節之遺意矣。……若夫立制之本、則在愛人。故易以損上益下爲益。而民之休戚、政之仁暴係焉。聖人之言可不畏乎。(東照宮用を節して人を愛す。其の財を理むるに於て、必ず良制有り。然れども官府の釐務、外間は敢へて知らず。紀南龍公入るを量り出づるを爲む。……是を以て一國未だ嘗て乏しきを告げずと云ふ。此も亦た周公の制節の遺意を得と謂ふべし。……若し夫れ制を立つるの本は、則ち人を愛するに在り。故に『易』に上を損して下を益すを以て益と爲す。而して民の休戚、政の仁暴焉に係る。聖人の言畏れざるべけんや。)(『下學邇言』論政、六五丁)

彼はここで東照宮について、「節用愛人」を説く。制度を立てる際、最も重要なのは人を愛することだ。これは前節に擧げた、理財正辭を仁に基づく政治に結びつけた言説と通じる。聖人は天下の財を配置する時、度を制し、節制する。それは「財を傷らざ民を害はず」のためである。「聖人於大易、發不傷財不害民之義、以見節用愛人之實（聖人大易に於て、財を傷らざ民を害はざるの義を發して、以て用を節し人を愛するの實を見ず）」（『下學邇言』論政、六五丁）と述べるように、正志齋の「民命」思想の底流には人も物も害なわなないという考えがある。彼は次のように「治人」を定義する。

聖人ノ道ハ天道ナリ。易ニ「天地之大徳曰生」トテ、天道ハ物ヲ生ズルヲ以テ大徳トス。……故ニ天ノ生ジタル物ヲシテ害ナカラシムルノミナリ。物ニ害ナカラシムル道ハ、修己・治人ノ二ツナリ。修己ハ己ガ身ヲ害セザルナリ。人ヲ治ルハ人ヲ害セザルナリ。（『人臣去就説』）

天の大徳は生の一字に盡きる。人は天に代わりこの徳を世に施すべきである。そして、天下の財を配置するのに、財や民を損なわなないところが天の大徳を體現することなのだ。萬物を害なわなないためには、修己・治人という二つの道があり、修己とは己を害なわなないこと、治人とは人を害なわなないことである。人と己を害なわなないところが、正志齋の志の核といえるものであった。

道也者、天下之達道、非一家之私言、固宜後空言而先實行也。仁者己欲立而立人。既愛人則施己己所欲者、而欲使天下皆得其所。窮則獨善其身、達則兼善天下。兼善天下、固所願也。獨善其身、豈其所欲哉。不得己也。（道なる者は、天下の達道にして、一家の私言に非ざれば、固より宜しく空言を後にして實行を先にすべきなり。仁

者は己立たんと欲して人を立つ。既に人を愛すれば則ち施すに己の欲する所の者を以てして、天下をして皆其の所を得せしめんと欲す。窮すれば則ち獨り其の身のみを善くし、達すれば則ち兼ねて天下を善くす。兼ねて天下を善くするは固より願ふ所なり。獨り其の身のみを善くするは豈に其の欲する所ならんや。己むを得ざるなり。）（『下學邇言』論道、一一丁）

孟子の言葉を踏まえ、正志齋は自分の志を吐露する。「獨り其身のみを善くする」ことは彼の望む所ではない。やむをえぬことだ。「兼ねて天下を善くする」こそが彼の願いであった。仁を備える人は、自身を立てとうとする時にはまず人を立て、人を愛し、自ら欲するものを与え、天下の人が皆その居場所を得られることを願うものだと彼は述べる。これがそが萬物を害なうことのない修己治人の實現なのだ。

「孟子ニ「民爲貴、社稷次之、君爲輕」ト云ヘルモ、君臣共ニ皆民ノ世話ヤキノタメニ天ヨリ設ケタル役人ナルユヘ、民ヲ本トスルコトヲ云シナリ。」（『人臣去就説』）最晩年の正志齋は、君も臣も皆民を世話するために天が設けた役人なのだと述べている。人を愛し、節均を實施し、一人一人その居場所を得させようとする「兼ねて天下を善くす」の志こそが、彼の「理財」・「正辭」・「均節」の實踐論を支えている。

結びに

以上、正志齋の「重民命」の思想に焦点をあてながら、「國體」論全體の枠組みを示してきた。『新論』國體篇に示された、「明忠孝」・「尙武」・「重民命」の三要素はいずれも「國體」を構成する缺くべからざるものであった。うち「明忠孝」が最も重視されるものの、「重

「民命」は「國體」の基盤とみなされ、第一に行うべきこととされた。三者が備わり、一體となつてこそ、「國體」たりうるのである。

「民命」という語は、『尙書』・『詩經』解釋に基づくが、民の生命であると共に天命ともいえるものである。「民命」を重んじることは、生を好む天の徳を體現することであり、そのまま天祖の命、すなわち天命を受け継ぐことである。「重民命」は天祖の志であり、天皇に對する訓誡であり、命令であつた。天皇は繼述・受命の形で天祖の志・訓・命を受け継ぐ。衣食は「民命」の象徴であるとともに、民と天祖との紐帶である。天祖・天皇の食への重視は中國古代の聖王の食への重視と重ね合わされ、暗合が語られる。彼は自らの「國體」論を特殊日本的なものとしてのみ捉えていたわけではない。日本で天祖から歴代の天皇へと受け継がれたものは、同時に中國では舜や孔子などが天命に基づいて實踐し、また説いてきたことでもあつた。「國體」の三要素はまさにその核心をなすものであつて、そのことは『論語』・『尙書』との對應關係からも明らかである。それぞれの肉付けの仕方は違ふと、枠組そのものは變えようのないものである。

「民命」重視は、彼の理財正辭・均節を核心とする政策論に結實する。正志齋は『新論』「國體」下において、太平の世にありながら人々が貧困である理由を述べ、理財にその道を得ていないからだと述べた。いかにして、理財において道を得さしめるかについて、正志齋は職分論と、制度論の二面から論じている。まず職分論において、彼は理財正辭を唱え、諸侯や四民をはじめとする人々がそれぞれ自分の本職をしかと務め、自身の本分を守るよう求める。次いで制度論では、正辭を成し遂げるためには、度を制しなければならず、その際には「不傷財不害民」を前提に、節均・節用愛人を基本とすべきだと主

張する。こうした民を損なわず、財の均衡を守り、人々に自らの職分を全うさせる政治こそが、正志齋の考える「民命」重視の政治の精華であり、また彼自身の志でもあつた。

正志齋の有名な攘夷論もまた、こうした彼の「民命」思想に基づく。正志齋は「自古生民之害、莫大於夷蠻戎狄（古より生民の害、夷蠻戎狄より大なるは莫し）」（『典謨述義』八〇丁）という認識を持ち、「夷蠻戎狄」を民にとつて最も大きな害であると考えた。

西洋之傾覆諸國、其始以姑息之惠收民心。及其得志、則征斂何暴、民苦人怨。（西洋の諸國を傾覆するは、其の始め姑息の惠を以て民心を收む。其の志を得るに及びては、則ち征斂何暴、民苦しみて人怨む）（『下學邇言』論時、九七丁）

西洋は諸國を滅ぼす時に、初めは暫く民に恩惠をもたらすが、一旦その國を顛覆したら、民を掠奪するようになる。しかし、民は「眼前ノ小惠ヲ悦ビ、後ニ其國ヨリ利ヲシボリ上ラルル時ハ、目ニ見ヘズ。小民ノ患苦トナル事ニ心付カズ」（『江湖負喧』）と彼は歎く。このように、「民命」、民生は彼が攘夷に踏み出す際の重要な視點であつた。

最晩年に徳川慶喜に提出した建白書、『時務策』において、彼は攘夷から開國に轉じるように建言した。『新論』における攘夷論で世に知られた正志齋の「轉向」は、當時の攘夷派の志士達には裏切りとも受け止められたが、實はこの所謂「變節」もまた「民命」への重視を背景としたものである。彼は『時務策』でこう述べている。

民命ハ聖天子ノ尤重ジ給フ所ナリ。然ルニ必勝ノ成算モナク、一旦憤激ノ故ヲ以テ民命ヲ一搏ニ投ジ、元元ノ塗炭ヲ顧ザルコトハ、宸衷ニ於テ忍バセ給ハザランカト、恐多クモ伏察シ奉ル也。

「民命」は天皇の最も重んじるものである。それ故、後先考えず一

時の激憤で勝算の無い戦争に「民命」を賭けるのは天皇の心に適わないのではないか。彼はそう天皇の心中を推察する。攘夷から開國への「轉向」という、正志齋の政策論における大きな轉換において、決定的な意味を持ったのは他でもない「民命」であった。

彼はここにおいて、生を好む天の徳を體現する道を自ら選ぶとしたのである。彼の「民命」重視は理論にとどまるものではなく、政策提言のなかに息づき、實踐された。彼の攘夷・開國をめぐる思考もまた、こうした視点から読み直されるべきであろう。

注

(1) 尾藤正英『日本の國家主義』、「國體」思想の發生（岩波書店、二〇一四年）

(2) 所引の『新論』（一八二五）、『人臣去就説』（不詳）、『時務策』（一八六二）は日本思想大系、『下學濶言』（一八四七年起稿）は會澤善發行刊本、『對問三策』（一八三七）、『江湖負暄』（一八四八）は『神道大系論說編一五』、『閑聖漫錄』（一八六三）は青藜閣・東壁樓刊本、『刪詩義』（一八三五）、『讀論日札』（一八四七）、『典謨述義附錄』（一八五〇）、『讀書日札』（一八五一）、『讀周官』（一八五四）は無窮會神習文庫藏、『雙玉古風詩』（一八六七刊）は東京大學総合圖書館鵬外文庫所藏、『丁卯封事』（一八〇七）は『幽谷全集』（吉田彌平發行）を底本とした。

(3) 澤井啓一「會澤正志齋の祭政一致論―その構造をめぐって―」（『フィロソフィア』六五、早稲田大學哲學會、一九七七年）、田尻祐一郎「會澤正志齋に於ける禮の構想」（『日本思想史學』一三、一九八一年）、辻本雅史「近世教育思想史の研究」（思文閣、一九九〇年）、子安宣邦「國家と祭祀―國家神道の現在」（青土社、二〇〇四年）、前田勉「水戸學の

「國體論」（『日本文化論叢』一五、愛知教育大學日本文化研究室、二〇〇七年）、拙稿「會澤正志齋の祖宗・名賢祭祀論―民心統合との關係性を中心に―」（『東洋の思想と宗教』三二、早稲田大學東洋哲學會、二〇一四年）を参照。

(4) 清原貞雄『國體論史』、東洋圖書、一九三九年。

(5) 長尾久「會澤正志齋の新論（一）」、『相模女子大學紀要』四五、相模女子大學、一九八一年。

(6) 正志齋の「國體」思想は深い儒教的素養に裏打ちされている。この點に着目し、分析を加えた代表的研究に澤井啓一氏、辻本雅史氏のものがある。澤井一七七では、大嘗祭における孝の表れとしての繼志述事に着眼、臣下の忠孝のみならず、天子の孝にも注目する。辻本一九九〇第六章「國家主義的教育思想の源流」では、「國體」上を中心に正志齋の「國體」思想に觸れ、忠孝一致などの重要概念を詳論した。「國體」における民心や民のあり方についても探究している。

(7) 尾藤二〇一四では、足食・足兵・民信之を「國體」が存在するための必要條件としているが、その關係性は明瞭ではない。

(8) 「利用」に關する正志齋の解釋は『典謨述義』八二丁〜八三丁を参照。舜の臣下で、利用を擔當した益の具體的事跡については、民に日用の物などの充足と禽獸の驅逐が強調され、後者を國防の充實に引き當てている。

(9) 栗原茂幸「藤田幽谷の政治思想―後期水戸學の形成―」（『東京都立大學法學會雜誌』二四（二）、東京都立大學法學部、一九八三年）では、三者をそれぞれ對應させる點に幽谷の獨自性が見られると述べる。また、正徳利用厚生は「尙書」大禹謨に由來する言葉だが、幽谷では厚生利用正徳と順序が入れかえられていることを指摘している。

- (10) 富民について、『新論』序文では「今爲天下論其大計、……然則使吾治化洽浹、風俗淳美、上下守義、民富、兵足、雖強寇大敵應之無遺算則可也。」と言う。これは「國體」を述べたもので、「治化洽浹、風俗淳美、上下守義」は「國體」上、民富は「國體」下、兵足は「國體」中にあたるところ。ここでも、「國富」ではなく、「民富」という表現が用いられる。
- (11) 民心重視については、拙稿二〇一四を参照。
- (12) 澤井一九七七、拙稿二〇一四を参照。
- (13) 民の大嘗祭への参加については、田尻一九八〇、拙稿二〇一四を参照。
- (14) 例えば『水戸學』日本思想大系五三、岩波書店、一九七三年。
- (15) 正志齋の天への理解は『尚書』に負う所が多い。今井宇三郎「會澤正志齋における儒教經傳の研究」(山岸徳平編『日本漢文學史論考』、岩波書店、一九七四年)では、正志齋の『尚書』讀解の主要課題は天及び天命思想の解明にあるとし、『尚書』の天には、帝と天との二義が顕在するにもかかわらず、正志齋が意識的にそれらを同一視していることから、儒教の日本化の一端が窺えると指摘している。
- (16) 澤井一九七七に指摘がある。
- (17) 正志齋は歴代天皇が天祖を継述したと言う一方で、すべての天皇が「民命」を重んじていたとは考えない。彼の歴史觀(拙稿二〇一四を参照)からみて、天祖の「民命」を重んじる志と事業を繼承できた天皇は多くない。彼は歴代繼述というが、それは「歴史事實」というよりある種の「有るべき姿」として語られている。そして、それを繼承・維持する營爲に價値を見、訴える所に彼の思想の眼目がある。
- (18) 正志齋は「聖人授受、其所以付託警戒之意、……而授受所命、則以其尤慎重之」(『典謨述義』四〇丁)と述べ、聖人の「授受」には警戒の意味が含まれ、その際に命じられたことは特に慎んで重んじなければならぬと考えている。
- (19) 正志齋は「君位は自己一人の位に非ず、天帝に代て其事業を廣むる天職なれば即ち天より命ぜらるる也」(『閑聖漫錄』天命)と述べ、君の位は天帝の命或いは天命によるものであると言う。澤井一九七七ではここから天命の認識を窺えるとし、天帝と天の同一視によって、本來天子の行爲を規制する天命思想が却って天皇位の固定的繼承を保證する論據となつたと指摘した。しかし、正志齋は「嗣位」を主に「嗣徳」、「嗣訓」として捉えており、位そのものの繼承より、先王の徳、訓或いは命を引き繼ぐことを重んじている。(『讀書日札』顧命による)
- (20) 正志齋は「迪徳皆在實事(徳を迪むは皆實事に在り)」(『典謨述義』一〇二丁)と述べている。彼の思想の實踐的性格について、大場一央「弘道館記」をめぐる會澤正志齋の教學理念」(『東洋の思想と宗教』二九、二〇一二年)を参照。
- (21) 正志齋において、臣下に要求される倫理と君主に要求される倫理は常に峻別されている。臣道において易姓革命を否定する。が、君道としては、天皇は決して易姓革命が起らないことに慢心してはならないと主張する。(『讀直毘靈』(『水戸學大系』を底本とした)四四二頁〜四四三頁)
- (22) 『新論』「國體」上、『下學邇言』論禮篇(三七〜三八丁)などにおいて、『尚書』の天の思想をめぐる長い引用が目立つことから、正志齋の天命理解が『尚書』を依據としていることが窺える。彼の天命思想に関する探究は、今井宇三郎「水戸學における儒教の受容」藤田幽谷・會澤正志齋を主として」(『水戸學』日本思想大系五三、岩波書店、一九七三年)、澤井一九七七を参照。
- (23) 「正辭」が「理財」の前提とされていることは間嶋潤一「會澤正志齋『讀周官』譯注稿(一)解題」(『香川大學國文研究』一八、一九九三)に指摘がある。「理財正辭」は『易經』繫辭下傳に基づく。「天地之大

徳日生、聖人之大寶曰位。何以守位。曰人。何以聚人。曰財。理財正辭、禁民爲非、曰義」。ここでは、民に財を正しく管理させ、是非の分別をつけさせることが述べられるのだが、正志齋はこれを逆轉させている。正辭を正志齋は主に人びとが本職・本分を理解し、しかと勤めることと解釋している。

(24) 「隨」の誤植かと思われる。

(25) 拙稿二〇一四を参照。

(26) 詳細は『新論』國體下、『江湖負暄』巻一を参照。

(27) 均節については、土田健次郎『儒教入門』（東京大學出版會、二〇一一年）第九章、山田勝芳『中國のユートピア「均の理念」』（汲古書院、二〇〇一年）第二章を参照。

(28) 正志齋が「理財無制度」と批判している鎌倉・室町・戰國時代は彼が史上最も長い亂世と稱した時期に當る。拙稿二〇一四を参照。

(29) 正志齋は「自己の修身のみ説て、報國愛人の誠もなく、民人・社稷を餘所にする類も、身に本づくるの意は善なれども、楊朱の道に近く、庶人の行にして士大夫の道に非ず。」（『退食閒話』）と述べ、自らのことを士大夫としても捉えていた。

【表】「國體」の構築に使われている諸概念の對應關係

		仁政の三要素		出典
「國體」上	「國體」中	「國體」下	『新論』國體	
明忠孝	尙武	重民命	『新論』國體・長計	
	細戈千足の國	瑞穂の國	『新論』國體・長計	
民信之	足兵	足食	『論語』顏淵	
教	富	庶	『論語』子路	
正徳	利用	厚生	『尙書』大禹謨	
民心問題		民命問題	『下學邇言』論政	
重要度で言えば一番重要		實施順序で言えば一番最初	『下學邇言』論政	

※正志齋は足食・足兵・民信之（『論語』顏淵）、庶・富・教（『論語』子路）、厚生・利用・正徳（『尙書』大禹謨）を仁政の三要素と捉え、『新論』國體篇に示された「明忠孝」・「尙武」・「重民命」と對照させた。詳細は本稿第一節を参照。